

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等について

1 趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等について、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間を延長するなどの改正を行うもの。

2 内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

ア 運転経歴証明書の交付を申請することができる期間の延長

現行規定上、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間については、申請により運転免許が取り消されてから1月以内とされているところ、これを5年以内にまで延長することとする。

イ 運転免許等に関する手数料に係る規定の改正

運転免許等に関する手数料について、その標準を改める（別表参照）。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 運転経歴証明書に関する規定の整備

運転経歴証明書の交付の申請の申請に関する規定を整備する。

運転経歴証明書の記載事項、様式等を定める。

氏名	日 本 花 子	昭和50年 7月 10日生	
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
交付	平成24年04月01日 12345-1		
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)			
番号	第 123456789000 号		
有効期	平成07年04月01日	種別	普通自動車
取得期	平成08年04月01日	種別	普通自動車
更新期	平成14年04月01日	種別	普通自動車
		〇〇〇〇〇	公安委員会

備考	
注意事項	
1 運転経歴証明書は、申請より運転免許の取得を受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。	
2 住所等に変更が生じた場合は、速やかに住所地在官轄する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。	

運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納に関する規定を整備する。

この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に関する経過措置を定める。

イ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関する規定の整備

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定）を踏まえ、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備の高さと作動・発給方法の表示の規定を削除する。

(3) 施行期日

(1)ア、イ及び(2)アは、平成24年4月1日

(2)イは、公布の日

3 意見公募手続の実施結果

平成23年12月10日（土）まで意見公募手続を実施した結果、8件の意見が寄せられた。

運転免許等に関する手数料の標準

1 令第43条第1項関係

(単位:円)

手数料の種別	区分	現行			改正案			増減
		物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
運転免許試験 (法第97条関係)	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	650 (4,150)	4,300 (4,500)	4,950 (8,650)	600 (3,450)	4,000 (4,250)	4,600 (7,700)	-350 -950
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,350	1,850	450	1,150	1,600	-250
	うっかり失効者又はやむを得ない失効者 (法第97条の2第1項第3号関係)	500	1,500	2,000	450	1,450	1,900	-100
	普通自動車免許に係る試験	650 (1,400)	1,750 (2,000)	2,400 (3,400)	600 (1,200)	1,600 (1,850)	2,200 (3,050)	-200 -350
	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	500	1,600	2,100	450	1,350	1,800	-300
	うっかり失効者又はやむを得ない失効者 (法第97条の2第1項第3号関係)	500	1,550	2,050	450	1,450	1,900	-150
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許 又は牽引免許をいう、以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免 許に係る試験	650 (2,100)	2,300 (2,500)	2,950 (4,600)	600 (1,950)	2,450 (2,650)	3,050 (4,600)	+100 +0
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,500	2,000	450	1,300	1,750	-250
	うっかり失効者又はやむを得ない失効者 (法第97条の2第1項第3号関係)	500	1,500	2,000	450	1,450	1,900	-100
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	500	1,150	1,650	450	1,050	1,500	-150
	うっかり失効者又はやむを得ない失効者 (法第97条の2第1項第3号関係)	500	1,550	2,050	450	1,450	1,900	-150
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	650 (3,650)	3,850 (4,050)	4,500 (7,700)	600 (3,400)	4,000 (4,250)	4,600 (7,650)	+100 -50
	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,500	2,000	450	1,300	1,750	-250
	うっかり失効者又はやむを得ない失効者 (法第97条の2第1項第3号関係)	500	1,500	2,000	450	1,450	1,900	-100
	仮運転免許に係る試験	600 (2,050)	2,500 (2,700)	3,100 (4,750)	600 (1,950)	2,400 (2,600)	3,000 (4,550)	-100 -200
指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	500	1,500	2,000	450	1,250	1,700	-300	
大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車 免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	500	1,150	1,650	450	1,100	1,550	-100	
検査 (法第89条第2項 関係)	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (3,850)	3,600 (3,800)	3,950 (7,650)	300 (3,150)	3,550 (3,800)	3,850 (6,950)	-100 -700
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	350 (1,100)	3,950 (4,200)	4,300 (5,300)	300 (900)	3,750 (4,000)	4,050 (4,900)	-250 -400
再試験 (法第100条の2 関係)	普通自動車免許に係る再試験	500 (1,250)	1,550 (1,800)	2,050 (3,050)	550 (1,150)	1,400 (1,650)	1,950 (2,800)	-100 -250
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	600 (2,050)	1,300 (1,500)	1,900 (3,550)	550 (1,900)	1,150 (1,350)	1,700 (3,250)	-200 -300
	原動機付自転車免許に係る再試験	500	650	1,150	400	600	1,000	-150
免許証交付 (法第92条関係)	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,100	1,000	2,100	1,100	950	2,050	-50
	同一日に2種類以上の免許を受ける場合の2種類目 以降1種類ごとの加算額 (法第92条第1項後段関係)	0	200	200	0	200	200	+0
	仮運転免許に係る免許証	400	800	1,200	350	750	1,100	-100
免許証再交付 (法第94条第2項 関係)	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	1,100	2,550	3,650	1,100	2,500	3,600	-50
	仮運転免許に係る免許証	400	800	1,200	350	750	1,100	-100
免許証更新 (法第101条関 係)	免許証の更新(下欄の場合を除く。)	1,200	1,350	2,550	1,200	1,300	2,500	-50
	免許証の更新(住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して申請し、免許証の更新を行 う場合に限る。) (法第101条の2の2関係)	1,150	1,400	2,550	1,150	1,350	2,500	-50
理由 (法第101条の2 の2関係)	住所地公安委員会以外の公安委員会に対して行う免許証の更新の申請	200	400	600	150	400	550	-50
認知機能検査 (法第101条の4 第2項関係)		250	400	650	250	400	650	+0
審査	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部 の解除のために受ける公安委員会の審査	750 (2,200)	950 (1,150)	1,700 (3,350)	650 (2,000)	900 (1,100)	1,550 (3,100)	-150 -250

備考 ()内の金額は、技能試験において公安委員会が提供する自動車を使用する場合の金額である。

(単位:円)

手数料の種別	区分	現行			改正案			増減	
		物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計		
技能検定員資格 者証交付 (法第99条の2第 4項関係)		200	1,000	1,200	200	1,000	1,200	+0	
技能検定員審査 手数料 (法第99条の2第 4項第1号イ関係)	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,100	20,600	24,700	3,450	20,050	23,500	-1,200	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,300	19,200	20,500	1,050	18,600	19,650	-850	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200	12,900	14,100	1,150	13,350	14,500	+400	
教習指導員資格 者証交付 (法第99条の3第 4項関係)	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,600	18,850	22,450	3,300	18,550	21,850	-600	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能 検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)								
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	200	1,000	1,200	200	1,000	1,200	+0	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	3,950	11,700	15,650	3,250	11,750	15,000	-650	
教習指導員審査 (法第99条の3第 4項第1号イ関係)	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150	11,000	12,150	1,000	10,800	11,800	-350	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200	8,300	9,500	1,150	8,300	9,450	-50	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習 指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	3,500	9,800	13,300	3,200	9,650	12,850	-450	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習 指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)								
国外運転免許証 交付 (法第107条の7 関係)		1,000	1,650	2,650	900	1,500	2,400	-250	
講習	安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号関係)	400	300	700	400	300	700	+0	
	取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号関係)	1,250	1,350	2,600	1,050	1,400	2,450	-150	
	停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号関係)	700	1,600	2,300	700	1,500	2,200	-100	
	取得時講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 (法第108条の2第1項第4号関係)	2,750	1,950	4,700	2,600	2,100	4,700	+0
		普通自動車免許に係る講習 (法第108条の2第1項第4号関係)	1,000	1,450	2,450	1,050	1,400	2,450	+0
		大型自動二輪車免許に係る講習 (法第108条の2第1項第5号関係)	2,750	1,450	4,200	2,750	1,400	4,150	-50
		普通自動二輪車免許に係る講習 (法第108条の2第1項第5号関係)	2,650	1,450	4,100	2,650	1,400	4,050	-50
	原付講習(法第108条の2第1項第6号関係)	250	1,100	1,350	350	1,050	1,400	+50	
	旅客自動車講習(法第108条の2第1項第7号関係)	1,500	1,650	3,150	1,500	1,650	3,150	+0	
	応急救護処置講習(法第108条の2第1項第8号関係)	850	350	1,200	850	400	1,250	+50	
	指定自動車教習所職員講習(法第108条の2第1項第9号関係)	400	350	750	450	200	650	-100	
	初心運転者講習 (法第108条の2第1項第10号 関係)	普通自動車免許に係る講習	550	1,600	2,150	450	1,650	2,100	-50
		大型自動二輪車免許に係る講習	1,200	1,600	2,800	1,100	1,650	2,750	-50
		普通自動二輪車免許に係る講習	1,100	1,600	2,700	950	1,650	2,600	-100
		原動機付自転車免許に係る講習	950	1,600	2,550	800	1,650	2,450	-100
	更新時講習 (法第108条の2第1項第11号 関係)	優良運転者に対する講習	400	300	700	300	300	600	-100
		一般運転者に対する講習	500	550	1,050	400	550	950	-100
		違反運転者等に対する講習	850	850	1,700	700	800	1,500	-200
	高齢者講習(70歳以上75歳未満の 者に対するもの。) (法第108条の2第1項第12号 関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第 二種運転免許を受けている者に対する講習	1,900	3,900	5,800	1,900	3,900	5,800	+0
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講 習	700	1,650	2,350	700	1,650	2,350	+0
	高齢者講習(75歳以上の者に対す るもの。) (法第108条の2第1項第12号 関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第 二種運転免許を受けている者に対する講習	1,750	3,600	5,350	1,750	3,600	5,350	+0
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講 習	700	1,650	2,350	700	1,650	2,350	+0
	違反運転者講習 (法第108条の2第1項第13号 関係)	下欄以外の講習	4,950	8,450	13,400	5,200	8,150	13,350	-50
運転者の資質の向上に資する活動を含む講習		3,400	6,000	9,400	3,400	5,800	9,200	-200	
通知	初心運転者講習又は違反者講習を受けようとする者に対する通知	800	50	850	800	50	850	+0	

備考 印がある講習は、講習1時間当たりの金額を示している。

2 令第43条第2項関係(技能検定員審査手数料の減ずる額)
 (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査

(単位:円)

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	200	3,950	4,150	250	3,900	4,150	+0
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	200	6,850	7,050	250	6,750	7,000	-50
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,150	2,150	0	2,100	2,100	-50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,150	2,150	0	2,100	2,100	-50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,200	2,200	0	2,250	2,250	+50
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,200	2,200	0	1,850	1,850	-350
7 1及び2のいずれをも免除される場合	3,900	11,050	14,950	3,250	10,850	14,100	-850
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,600	4,600	0	4,550	4,550	-50

(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	150	3,800	3,950	100	3,650	3,750	-200
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	150	6,600	6,750	100	6,300	6,400	-350
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	-50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,900	1,900	0	1,850	1,850	-50
5 技能検定の実施に関する知識	0	1,950	1,950	0	2,000	2,000	+50
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,000	2,000	0	1,950	1,950	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,050	10,600	11,650	850	10,200	11,050	-600
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,100	4,100	0	3,900	3,900	-200

(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	50	1,300	1,350	50	1,250	1,300	-50
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	50	2,200	2,250	50	2,150	2,200	-50
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	0	2,150	2,150	0	2,100	2,100	-50
4 自動車教習所に関する法令についての知識	0	2,150	2,150	0	2,100	2,100	-50
5 技能検定の実施に関する知識	0	2,050	2,050	0	2,250	2,250	+200
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	2,000	2,000	0	2,450	2,450	+450
7 1及び2のいずれをも免除される場合	1,000	3,650	4,650	950	3,600	4,550	-100
8 3及び4のいずれをも免除される場合	0	4,600	4,600	0	4,550	4,550	-50

(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	200	4,400	4,600	150	4,300	4,450	-150
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	200	7,750	7,950	150	7,650	7,800	-150
3 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	0	3,200	3,200	0	3,150	3,150	-50
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,750	2,750	0	2,700	2,700	-50
5 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,400	12,400	15,800	3,100	12,200	15,300	-500

3 令第43条第3項関係(教習指導員審査手数料の減額)

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査

(単位:円)

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	500	3,950	4,450	250	3,900	4,150	-300
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	50	1,400	1,450	+150
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,350	1,350	+100
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,450	1,450	0	1,450	1,450	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,450	1,450	0	1,450	1,450	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,400	1,400	0	1,350	1,350	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	3,700	5,500	9,200	3,050	5,550	8,600	-600
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	3,050	3,050	0	3,000	3,000	-50

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	300	3,800	4,100	100	3,650	3,750	-350
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,350	1,350	0	1,400	1,400	+50
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,300	1,300	+50
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,250	1,250	0	1,200	1,200	-50
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,250	1,250	0	1,200	1,200	-50
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,200	1,200	0	1,150	1,150	-50
7 1及び2のいずれをも免除される場合	950	5,400	6,350	800	5,300	6,100	-250
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,600	2,600	0	2,500	2,500	-100

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	50	1,300	1,350	50	1,250	1,300	-50
2 技能教習に必要な教習の技能	0	1,300	1,300	50	1,450	1,500	+200
3 学科教習に必要な教習の技能	0	1,250	1,250	0	1,150	1,150	-100
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
5 自動車教習所に関する法令についての知識	0	1,250	1,250	0	1,250	1,250	+0
6 教習指導員として必要な教育についての知識	0	1,150	1,150	0	1,150	1,150	+0
7 1及び2のいずれをも免除される場合	950	2,800	3,750	950	2,900	3,850	+100
8 4及び5のいずれをも免除される場合	0	2,550	2,550	0	2,550	2,550	+0

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

免除される審査細目	現行			改正案			増減
	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	物件費及び施設費 に対応する額	人件費に対応する 額	合計	
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	400	4,400	4,800	150	4,300	4,450	-350
2 技能教習に必要な教習の技能	100	1,900	2,000	50	1,850	1,900	-100
3 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	0	2,750	2,750	0	2,700	2,700	-50
4 1及び2のいずれをも免除される者である場合	3,250	6,500	9,750	3,000	6,400	9,400	-350